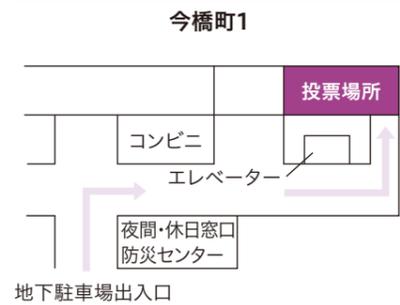


## 投票日当日、投票に行けない方は期日前投票をしましょう

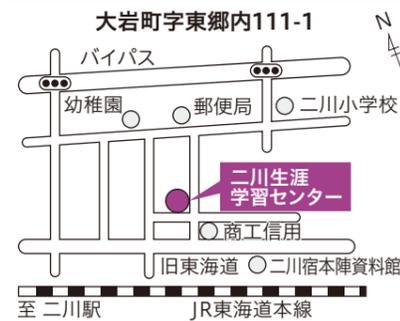
居住地に関係なく下記の期日前投票所のどこでも投票できます。土・日も可能です。

場所	日時
市役所(東館地下1階)	7月4日(金)～19日(土) 午前8時30分～午後8時
二川・牟呂・石巻生涯学習センター 大清水地域福祉センター	7月12日(土)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

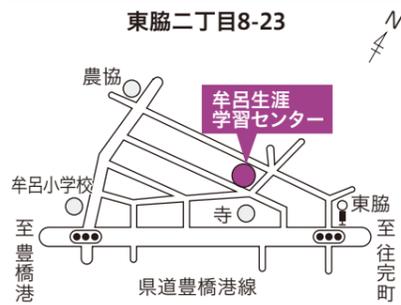
### 市役所東館地下1階



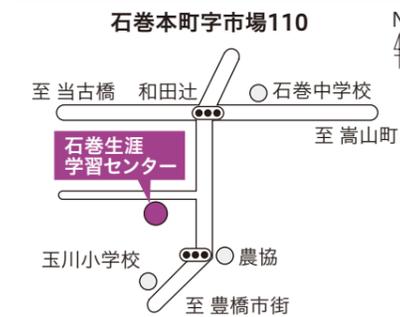
### 二川生涯学習センター



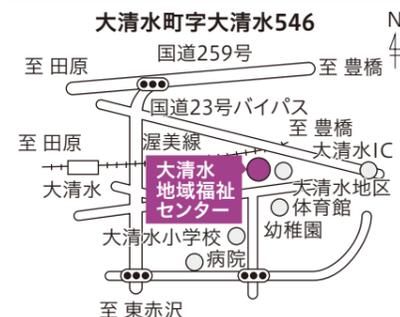
### 牟呂生涯学習センター



### 石巻生涯学習センター



### 大清水地域福祉センター



その他、下記の商業施設等でも期日前投票所を開設します。

場所	日時
まちなか図書館2階 インターナショナルスペース	7月15日(火)・16日(水) 午後1時～午後7時
道の駅とよはし Tomate プロジェクト室1	7月17日(木) 午後0時～午後6時
イオン豊橋南店 2階フードコート前催事場	7月18日(金) 午後1時～午後7時

## 注意

**7月18日(金)・19日(土)は期日前投票所の混雑が予想されます。特に豊橋祇園祭のため市役所周辺は、大変な混雑が見込まれます。**

期日前投票をご利用される予定の方は、早めの投票をご検討ください。  
なお、来所される場合は、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関をご利用ください。

広報とよはし号外1(投票に関するお知らせ)



# 7月20日(日)

## 参議院議員通常選挙

「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問う

## 住民投票

公示日・告示日 7月3日(木)

### 問い合わせ

豊橋市選挙管理委員会  
(☎0532・51・2960) 豊橋市

### 投票時間

午前7時～午後8時

### 開票時間

豊橋市総合体育館  
午後9時20分頃から

7月20日(日)に、参議院議員通常選挙が行われます。私たちの暮らしをよりよくするための政治は、選挙で選ばれた国会議員を通して行われます。

また、住民投票を同日に行います。今回の住民投票は、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の継続の賛否を問うもので、市民の皆様の意思を的確に反映するために実施します。大切な一票を投票してください。住民投票の対象である事業の概要については、同時発行の「広報とよはし号外2」をご覧ください。

### 投票できる(選挙資格・投票資格のある)方

豊橋市の選挙人名簿に登録されている方

年齢要件: 投票日(7月20日(日))当日に満18歳以上の方(平成19年7月21日までに生まれた方)

住所要件: 令和7年7月2日現在までに、引き続き3か月以上豊橋市に住民登録がある方

(令和7年4月2日までに転入の届け出をした方)

※令和7年6月16日までに市内転居の届け出をした方は、新しい住所に登録されています。

その他: 日本国籍を有する方

なお、住民投票は、投票日までに豊橋市外へ転出された方は投票できません。

### 投票所は「選挙等のお知らせ」でご確認ください

投票所への案内図などを記載した「選挙等のお知らせ」を世帯ごとに人数分をまとめて封書で送付します。投票の際は、ご自分の「選挙等のお知らせ」を投票所にお持ちくださると、手続きが早く済みます。

なお、「選挙等のお知らせ」が届かない場合や紛失等した場合でも選挙資格・投票資格があれば投票できます。

※投票所では、本人確認のため、氏名や誕生日(月日)などをお聞きます。

〈表面〉

裏面

当日投票をする方は、自分の「選挙等のお知らせ」をそのままお持ちください。

期日前投票をする方は、あらかじめ裏面(宣誓書)を記入してお持ちください。

投票所は駐車スペースが限られていますので、徒歩や自転車での来所にご協力をお願いします。

## 投票所の変更があります

次の投票区では、前回から投票所を変更しておりますので、ご注意ください。

投票区	変更前	変更後
磯辺	磯辺小学校	保健所・保健センター

## 今回は3つの投票です

今回の選挙では、参議院の「選挙区選挙」・「比例代表選挙」と「住民投票」の3つの投票となります。

### ①選挙区選挙(愛知県選挙区):投票用紙(クリーム色)

「候補者氏名」を書いて投票してください。記載台に候補者氏名を掲示しています。

### ②比例代表選挙(全国):投票用紙(白色)

「候補者氏名」または「政党名」を書いて投票してください。記載台に候補者氏名、政党の名称と略称を掲示しています。

### ③住民投票:投票用紙(薄だいたい色)

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の「事業の継続に賛成」か「事業の継続に反対」のどちらかを選択し、所定の欄に○の記号を書いて投票してください。

※順番は①選挙区選挙⇒②比例代表選挙⇒③住民投票の順で行います。

## 不在者投票ができます

※詳細は豊橋市選挙管理委員会にお問合せください

不在者投票の種類	参議院議員通常選挙	住民投票
遠方にいる方(他市区町村での投票)	○	×
病院や施設に入所中の方	○	○ ※市内の施設のみ可能
郵便等による投票	○	○
7月20日(日)の投票日には年齢要件を満たすが、期日前投票する時点で18歳になっていない方	○ ※市役所(東館地下1階)のみ可能	○ ※市役所(東館地下1階)のみ可能

### ■遠方にいる方(他市区町村での投票)

長期出張などで豊橋市を離れ、投票のために帰ってくる方ができない方は、滞在地の市区町村で投票ができます。直接または郵便で豊橋市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

※他市区町村で住民投票の投票はできません。参議院議員通常選挙に限ります。

### ■病院や施設に入所中の方

都道府県選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所中の方は、施設内で投票ができますので、施設の管理者にお申し出ください。

※詳細は、入院・入所中の施設または豊橋市選挙管理委員会にお問い合わせください。(なお、市外の施設に入院・入所中の方は施設内での住民投票の投票はできません。参議院議員通常選挙に限ります。)

### ■郵便等による投票

身体に重い障害などがあって投票に行けない方は、あらかじめ選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会が「郵便等投票証明書」の交付を受けると、居住地から郵送で投票できる制度があります。詳細は、豊橋市選挙管理委員会にお問合せください。

### ■7月20日(日)の投票日には年齢要件を満たすが、期日前投票する時点で18歳になっていない方

市役所(東館地下1階)のみで不在者投票ができます。(※年齢要件:平成19年7月21日までに生まれた方)

### ■他市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、市役所(東館地下1階)のみで参議院議員通常選挙の不在者投票ができます。

事前に選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

## 点字投票・代理投票について

目が不自由な方、身体の障害などで字が書けない方などのために、点字投票や代理投票の制度があります。点字投票・代理投票を希望される場合は、投票所で係員に申し出てください。

## 参議院議員通常選挙の選挙公報・住民投票に関する情報はホームページでも確認できます

### ■参議院議員通常選挙の選挙公報

候補者の氏名、写真、政見などを掲載した選挙公報を各世帯に送付します。また、市役所じょうほうひろば(市役所東館1階)、各校区市民館や生涯学習センター、窓口センターで配布するほか、ホームページにも掲載します。

URL: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/44381.htm>



### ■住民投票に関する情報

以下の内容についてまとめたページを豊橋市ホームページに掲載しています。

(1)住民投票について

(2)「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」について

(3)住民投票に関する情報提供について

URL: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/62649.htm>

また、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」に関する紙資料は、市役所じょうほうひろば、各校区市民館や生涯学習センター、窓口センターなど市内の公共施設の所定の場所で閲覧できます。



## 住民投票に関する投票運動についてのご注意

○投票運動とは、賛成又は反対の投票をするように、又はしないように勧誘する行為のことをいいます。

○住民投票に関する投票運動は、自由です。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

○参議院議員通常選挙の公示日から投票日の前日まで(7月3日(木)から19日(土)まで)の期間は、投票運動をすることはできません。ただし、投票資格者がインターネット等(ホームページやSNSなど)を利用して行う投票運動はできます。(参議院議員通常選挙で行われる候補者又は確認団体等による選挙運動又は政治活動が、住民投票の投票運動にわたることを妨げません。)

### インターネット等を利用する投票運動

方法	住民投票		(参考:選挙運動)参議院選挙	
	個人	団体※1	個人	立候補者・政党等
ホームページ	○	×	○	○
SNS(LINE・フェイスブック等)	○	×	○	○
動画共有サービス(YouTube等)	○	×	○	○
動画中継サイト(インスタライブ等)	○	×	○	○
電子メール	○※2	×	×	○

※1:団体とは、政党や市民団体、企業などの種類を問いません。

※2:個人による電子メールでの住民投票運動は、参議院議員通常選挙の選挙運動に関する内容があった場合、公職選挙法に抵触するおそれがあります。

○投票日当日(7月20日(日))は、投票運動をすることはできません。

※参議院議員通常選挙と同日実施となることから、公職選挙法による規制もありますのでご注意ください。